



海外に住まわれる方や  
船員のみなさまへ



最高裁判所裁判官国民審査の

在外投票や洋上投票等が

できるとなります！

※最高裁判所裁判官国民審査は、  
衆議院議員総選挙と同時に  
行われます。



在外選挙人証

氏名 \_\_\_\_\_ 年 月 日  
生年月日 \_\_\_\_\_  
性別 男・女 \_\_\_\_\_ 年 月 日  
登録 \_\_\_\_\_  
衆議院小選挙区 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_  
住所以外の送付先  
(在留地の家庭連絡先) \_\_\_\_\_

上記の者は、在外選挙人名簿に登録されている  
ことを証明する。

選挙管理委員会委員長 \_\_\_\_\_

注 意  
この在外選挙人証は、投票する際には必ず必要となります。大切に  
保管してください。  
1. 在外選挙人証は、投票する際は、選挙とともにこの在外選挙人証を  
投票用紙と一緒に封入して送付してください。  
2. 在外選挙人証を紛失した場合は、選挙管理委員会に届出を  
し、再発行の手続きを行ってください。  
3. 投票用紙等に「在外選挙人証」欄に記載がある場合は、  
投票用紙等に「在外選挙人証」欄に記入してください。  
4. 投票用紙等に「在外選挙人証」欄に記載がある場合は、投票用紙等に  
「在外選挙人証」欄に記入してください。  
5. 在外選挙人証を紛失した場合は、選挙管理委員会に届出を  
し、再発行の手続きを行ってください。  
6. 在外選挙人証を紛失した場合は、選挙管理委員会に届出を  
し、再発行の手続きを行ってください。  
7. 在外選挙人証を紛失した場合は、選挙管理委員会に届出を  
し、再発行の手続きを行ってください。

表

15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
----	----	----	----	----	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---

最高裁判所裁判官国民審査  
在外投票  
事務大臣印

海外に住まわれる方は、国外転出する際に、市区町村の  
窓口で在外選挙人名簿への登録申請をお忘れなく！

# 在外国民審査制度の創設

## 在外国民審査の投票方法

- 海外にお住まいの方は、在外選挙と同様、①在外公館投票、②郵便等投票、③国内における投票により投票ができます。
- 投票用紙には、審査を受ける裁判官の氏名に対応した番号（告示番号）が印刷されています。
- やめさせた方がよいと思う裁判官の番号に対応する欄には「×」を記載し、やめさせなくてもよいと思う裁判官の番号に対応する欄には何も記載せずに投票します。

### ■投票用紙のイメージ

							×を書く欄
15		5	4	3	2	1	裁判官の氏名の告示順序を示す番号

◆海外で投票するには、在外選挙人名簿に登録され、在外選挙人証の交付を受けている必要があります。詳しくは、在外公館又は市区町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。

# 国民審査の洋上投票制度等の創設

## 洋上投票等の投票方法

- 指定船舶等に乘船して日本国外の区域を航海しようとする船員や、南極地域観測隊員の方は、上記の方法により投票の記載をし、衆議院総選挙・参議院通常選挙と同様に、FAXを用いて投票ができます。

◆洋上投票や南極投票をするには、選挙人名簿に登録されている市区町村から選挙人名簿登録証明書等の交付を受けている必要があります。詳しくは、市区町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。

## Q 裁判官の氏名と番号はどうやって確認するの？

- 審査の告示日（衆院選の公示日）に中央選挙管理会・各選挙管理委員会のホームページに裁判官の氏名と告示番号を掲載します。
- 在外公館投票をする方は、在外公館でも確認できます。
- 船員の方は、船舶ファクシミリ放送等における送信情報でも確認できます。

